

かわうち

平成 7 年 3 月号

平成 7 年 3 月 20 日 発行

愛媛県温泉郡川内町・編集 川内町総務課・電話 66-2222 有線 2111・印刷 アマノ印刷



つくし摘み

町の動き (3月1日現在)

- 人 口 10,681人(+10人)
- 男 子 5,042人(+3人)
- 女 子 5,639人(+7人)
- 世帯数 3,463戸(-1戸)

()内前月比

—— 今月の主な記事 ——

- 出 初 式…………… 2
- 大切な松林を松くい虫から守るために…………… 4～5
- カメラレポート…………… 6～7
- わが家の愛ドル・街角トピックス…………… 8
- 役者ネットワーク・サークル紹介…………… 9

消防出初式

3月5日



三月五日、「川内町・重信町消防出初式」が重信中学校グラウンドで行われました。

この日は、両町消防団員、東温消防署員をはじめ、東温防火管理者連絡協議会、田窪婦人防火クラブ、南吉井小学校少年消防クラブ、北吉井幼稚園幼年消防クラブなど約八百名余りが参加しました。

観閲を受けたあと、防火演技、ポンプ操法、消火訓練、救助訓練など、日ごろの消防訓練の成果をきびきびとした動きで次々に披露し、来賓や見物の方から盛んな拍手を浴びていました。

また、式典では、功労のあった消防関係者への表彰状・感謝状の授与も行われました。受賞された皆さんは次のお通りです。

（敬称略）
○愛媛県知事表彰

表彰旗 川内町消防団

第五分団分団長 渡部 徹

第八分団副分団長松本 則昭

第四分団団員 國廣 勝

○愛媛県消防協会長表彰

功績章 第三分団分団長 高須賀信一

勳統章 本部団員 中島 幸一

第一分団団員 村上 祐一

第二分団団員 近藤 一紀

第三分団副分団長菅野 隆房

第四分団班長 村上 笑男

第四分団班長 佐伯 豊

第五分団班長 大野 孝

第六分団班長 相原 久雄

第六分団班長 澁谷 忠良

第七分団班長 高須賀伸行

第七分団班長 渡部 俊示

第八分団班長 小倉 重雄

○中央消防団連合会長表彰

本部班長 緒方 光男

第一分団班長 長曾我部一清

第二分団班長 佐々木義廣

第二分団班長 近藤 實

第三分団班長 八木 忠幸

第三分団班長 菅野 哲三

第三分団班長 菅野 晴一

第四分団団員 今井 好雄
第六分団団員 渡部 英樹
第八分団団員 堀川 雄三

○川内町長表彰
本部団員 青野 伸一
本部団員 近藤 和明

第一分団団員 宇和川 雅克
第一分団団員 奥村 朝美

第二分団団員 近藤 祥夫
第二分団団員 佐藤 達夫

第二分団団員 佐伯 俊二
第三分団団員 八木 敏範

第三分団団員 白戸 義雄
第三分団団員 神野 新市

第四分団団員 佐伯 正二
第四分団団員 佐伯 康雄

第五分団団員 花山 政夫
第五分団団員 竹井 修

第五分団団員 佐伯 光雄
第六分団団員 八木 清一

第六分団団員 加藤 正志
第七分団団員 山内 昌志

第七分団団員 坂口 洋
第八分団団員 菅野 正文

第八分団団員 露口 守忠
第八分団団員 高須賀 哲

第八分団団員 菅野 睦志

○日本消防協会会長表彰
（精績章）
本部副団長 重松 強

（勳統章）
第二分団分団長 寺川 健治

おめでとうございます

消防団紹介

一、消防団とは

「自分たちの地域は、自分で守る」の基本理念に基づき、消防団員は昼夜を問わず、地域の生命、財産を火災から保護するとともに、大火災または地震等の災害に因る被害を軽減することを以ってその任務にあたっています。

二、年間行事

○消防出初式（三月の第一日曜日）
○防火デー行事（十一月中の日曜日）
○年末夜警（十二月二十五日から三十日）

その他、水火災の出動や教育訓練活動を行なっています。

三、消防団の処遇

○報酬及び出動手当：

消防団員は、その活動に対する給与で生活する職務ではありませんが、その労に報いる為、報酬と水火災及び訓練等の職務に従事した場合、その費用弁償として出動手当が支給されます。

○公務災害補償

公務中のけが等に対しては、その損害を補償する為、公務災害補償があります。

○退職報償金

消防団員の多年にわたる労苦に対する慰労金として、五年以上勤めた方に支給されます。

○表彰

団員及び退職消防団員の方に表彰の規定があります。

四、消防団員の福祉

○福祉共済制度

公務又は、公務外で入院、死亡された方に支給されます。

○火災共済

団員は、年額千円で火災共済に加入し、もしもの時は、保険を受けることができます。

五、消防団の組織

本部及び八分団からなり、現在、団員三百十六名で、平均年齢は四十三才です。

入団を希望される方、お問い合わせは、総務課か地元消防団員さんをお願いいたします。

2月臨時町議会報告

三軒屋音田線道路改良 工事請負契約など

2月23日

二月臨時町議会が、二月二十三日開会し、工事請負案件二議案を原案どおり可決し、同日閉会しました。

議案

○平成六年度緊急地方道路整備事業三軒屋音田線道路改良工事請負契約の締結について

五五、三一一千円

○平成六年度高速自動車道周辺整備対策事業相ノ川線道路改良第二工区工事請負変更契約の締結について

五二、五〇〇千円

(一七、一七一千円増)

三月定例議会報告

平成七年度の当初予算などを審議する三月定例町議会は三月十日から十七日までの八日間にわたって開かれました。

この定例会では、平成七年度一般会計並びに特別会計予算をはじめ、川内町税条例の一部改正など二十一議案等を審議し、いずれも原案どおり可決承認されました。

片山益男議員 本会議で陳謝

片山益男議員の後援会報の記事の一部に不適切な記述があったと片山議員自らが、十日開会の三月定例本会議で陳謝しました。陳謝内容は、以下のとおりです。

補正予算

○一般会計

補正総額 四三六、七九九千円
累計総額

五、一一一、六〇七千円

○国民健康保険特別会計

補正総額 一九、四七三千元
累計総額 七一〇、〇八〇千円

○簡易水道特別会計

補正総額 △二、一〇〇千円
累計総額 二七六、三九一千元

(当初予算、一般議案等は、四月号へつづく)

「今度、私と私の後援会が発行しております『片山ますお公世会ニュース』の記事の一部に議会の皆様に変な迷惑をお掛けする様な記述や町民の皆様が誤解を与える様な不適切な記述箇所がありました。迷った事を大変遺憾に思い、『誠に申し訳ない事であった』と今深く反省いたしております。今後におきましては、再度この様なことが無き様、充分注意致しますと共に、ご迷惑をお掛けいたしました議員の皆様並びに町民の皆様にお断りの言葉といたします。申し訳ございませんでした。」

『大切な松林を松くい虫

から守るために③』

松くい虫防除の重要性をよくご理解いただくため、「松くい虫被害対策」に関する特集を行っておりますが、第3回は、「松くい虫防除に関する意向調査」についてお知らせします。

《松くい虫防除に関する意向調査》

公益的機能の高い松林を松くい虫被害から守るため、町では特別防除（薬剤空中散布）、地上散布、伐採駆除等を実施しており、松くい虫被害は年々減少する傾向にあることは前回の特集記事の中でお知らせしたとおりです。広域の松林を効率的かつ経済的に松くい虫被害から予防する特別防除による松くい虫防除効果は、無散布区域で松林がほとんどなくなっていること

などから十分認められます。

一方、近年自然環境や生活環境の保全に対する社会的関心が高まる中で、生物の生態系や環境に与える影響等に対する懸念から、ゴルフ場における除草剤や殺虫剤等の農薬使用、松くい虫防除事業（とりわけ薬剤空中散布）における農薬使用等に対する住民の関心は年々高まっています。

このため、町では松くい虫被害の発生状況を勘案しながら、散布区域、散布面積の見直しを毎年実施し、必要最小限度の薬剤散布に努めております。

さらに、今後とも松くい虫防除事業を適正円滑に実施するため、松くい虫防除事業の直接の受益者である松林の所有者等の意向を踏まえつつ、今後の松くい虫防除事業について検討する必要があると考え、「松くい虫防除事業に関する意向調査」を次のとおり実施いたしました。

- ・調査時期
平成6年10月
- ・調査方法

郵送により調査用紙を配布し、調査終了後郵送により回収しました。

- ・調査対象者
空中散布事業対象松林の所有者（管理者） 67名
- ・回答者数、回答率
59名 88.1%

・調査内容及び結果
意向調査の内容及び結果は別表のとおりです。

松林所有者の約9割は、近年松くい虫被害が減少する傾向にあり、またそれが薬剤空中散布効果によるものであると回答しています。

約8割の松林所有者は、平成7年度以降の薬剤空中散布の実施を希望しています。その内、約9割の松林所有者は、松くい虫被害対策特別措置法が期限切れとなる平成8年度以降についても薬剤空中散布の実施を希望しています。

また、現在は自己負担なしで実施されている薬剤空中散布について、将来いくらかの負担が必要となった場合でも薬剤空中散布の実施を希望する松林所有者は、現在の森

林・林業を取り巻く厳しい経営状況下にもかかわらず、約半数を占めています。

一方、平成7年度以降の薬剤空中散布の実施を希望しないと回答した松林所有者の多くは、薬剤空中散布による防除効果については認めているものの、生活環境等への影響を懸念しているようです。

薬剤空中散布による生活環境等への影響については、約65%の松林所有者が影響はないと回答しており、影響があるとしたものは、17%でした。

松林所有者の多くは、日頃農業にも従事しており、使用薬剤の安全性に対する認識が深いこと、また、十数年来の本町における薬剤空中散布の実施状況からこうした結果になったものと思われま

す。また、生活環境等へ与える具体的影響については、生物の生態系、大気、水質、人体、土壌等への影響があるとした回答がりましたが、川内町における生活環境等への具体的な影響事例については回答者はありませんでした。

松くい虫防除事業に関する意向調査結果

問1 北方・前松瀬川地区の松林における近年の松くい虫被害の発生状況について、松くい虫防除薬剤空中散布事業を開始した昭和57年当時と比べて、あなたはどのように思われますか。

- 1 非常に被害が減少した。
- 2 少し被害が減少した。
- 3 被害はあまりかわらない。
- 4 少し被害が増加した。
- 5 非常に被害が増加した。
- 6 わからない。
- 7 その他

回答者数	回答率
39名	66.1%
14名	23.7%
1名	1.7%
0名	0.0%
0名	0.0%
3名	5.1%
2名	3.4%

問2 北方・前松瀬川地区の松林において現在実施している松くい虫防除薬剤空中散布事業の効果について、あなたはどのように思われますか。

	回答者数	回答率
1 非常に効果がある。	39名	66.1%
2 少しは効果がある。	13名	22.0%
3 どちらともいえない。	0名	0.0%
4 あまり効果がない。	1名	1.7%
5 全く効果がない。	0名	0.0%
6 わからない。	5名	8.5%
7 その他	1名	1.7%

問3 来年度以降の松くい虫防除薬剤空中散布事業の実施について、あなたはどのように思われますか。

	回答者数	回答率
1 是非実施して欲しい。	29名	49.2%
2 できれば実施して欲しい。	16名	27.1%
3 どちらでもよい。	7名	11.9%
4 できれば実施して欲しくない。	4名	6.8%
5 絶対に実施して欲しくない。	1名	1.7%
6 わからない。	2名	3.4%
7 その他	0名	0.0%

問3で、1または2と回答された方だけ、問4・問5にお答え下さい。

問4 現在の松くい虫防除薬剤空中散布事業は、平成8年度（根拠法令である「松くい虫被害対策特別措置法」の立法期間）まで実施予定となっておりますが、あなたは事業の実施をいつまで希望されますか。

	回答者数	回答率
1 平成8年度まで実施して欲しい。	4名	8.9%
2 法律が延長されれば、平成8年度以降も実施して欲しい。	30名	66.7%
3 法律が延長されなくても、町単独事業等により平成8年度以降も実施して欲しい。	11名	24.4%
4 わからない。	0名	0.0%
5 その他	0名	0.0%

問5 現在の松くい虫防除薬剤空中散布事業は、事業費の全てを国・県・町で負担していますが、今後、松林の所有者等に対して事業費の一部負担を求められた場合、あなたはどうかされますか。

	回答者数	回答率
1 事業費の一部負担(13,000円/ha程度)するので、空中散布事業を実施したい。	4名	8.9%
2 事業費の一部負担(10,400円/ha程度)するので、空中散布事業を実施したい。	4名	8.9%
3 事業費の一部負担(5,200円/ha程度)するので、空中散布事業を実施したい。	15名	33.3%
4 事業費を負担してまでは、空中散布を実施したくない。	17名	37.8%
5 わからない。	5名	11.1%
6 その他	0名	0.0%

問3で、4または5と回答された方だけ、問6にお答え下さい。

問6 松くい虫防除薬剤空中散布事業の実施を希望されない理由は何ですか。(複数回答可)

	回答者数	回答率
1 松くい虫による被害が少なくなり、防除する必要がないから。	1名	16.7%
2 空中散布では防除効果が十分でないから。	1名	16.7%
3 他の方法で十分防除できるから。(具体的に：回答者なし)	0名	0.0%
4 生活環境に影響を与えるから。	4名	66.7%
5 松林を守る必要がないから。	0名	0.0%
6 わからない。	0名	0.0%
7 その他	0名	0.0%

問7 松くい虫防除薬剤空中散布事業が生活環境等に影響を与えるのではないかと、という意見がありますが、あなたはどのように思われますか。

	回答者数	回答率
1 全く影響はない。	9名	15.3%
2 あまり影響はない。	29名	49.2%
3 少し影響がある。	7名	11.9%
4 非常に影響がある。	3名	5.1%
5 わからない。	10名	16.9%
6 その他	1名	1.7%

問7で、3または4と回答された方だけ、問8にお答え下さい。

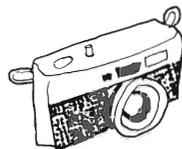
問8 松くい虫防除薬剤空中散布事業による生活環境等への影響について、具体的に何に影響があるとあなたは思われますか。(複数回答可)

	回答者数	回答率
1 大気への影響	4名	18.2%
2 土壌への影響	2名	9.1%
3 水質への影響	4名	18.2%
4 農産物への影響	0名	0.0%
5 植物、動物、昆虫等への影響	8名	36.4%
6 人体への影響	4名	18.2%
7 その他	0名	0.0%
8 無回答 等	0名	0.0%

川内町における生活環境等への影響について、具体的事例があればご記入下さい。(回答者なし)

問9 松くい虫防除薬剤空中散布事業（実施時期、実施区域、実施方法等）、事業に伴う被害防止対策・安全対策、その他の防除事業等について、ご意見・ご要望があればご記入下さい。

- ・ 空中散布以外に防除方法は無いのですか？杉・桧等を除けば松は少しのように思うのですが。
- ・ 現在実施している方法でよい。
- ・ 近年被害が少なくなり、もう中止してもよいのではないかと。
- ・ 自己負担しても自然を守りたい気持ちはあるが、現状では自然を守るのがやっと、一部にもせよ自己負担する余力は全くないことを御理解願いたい。
- ・ 影響調査のため早朝山へ登り調査紙を置き、又回収など苦労が大きいのではないかと。
- ・ 生活環境への影響等、安全対策については、研究と検討を十分に行いたい。
- ・ 自然の保護（松林の保護）の上で、空散事業は是非継続して欲しい。平地の畑作、稲作の薬剤散布に比較し、山地、極地の空散はその比でない！
- ・ 実施の時期、方法等は適切であり、また被害防止対策・安全対策等についても、十分配慮されていると思います。
- ・ 今年度実施した要領で実施して欲しい。住民に充分御理解頂き、散布にあたっては最善の注意をはらって実施をお願い致します。
- ・ 今迄の方法でよい。
- ・ 我々一般市民は専門的知識に疎く、生活環境等への影響の有無については不明。最近の調査結果を公表して貰い、その後の（このような）判断資料作成を望む。
- ・ 従来通りの実施方法でよろしいと思います。
- ・ 薬剤散布は中止して欲しい。

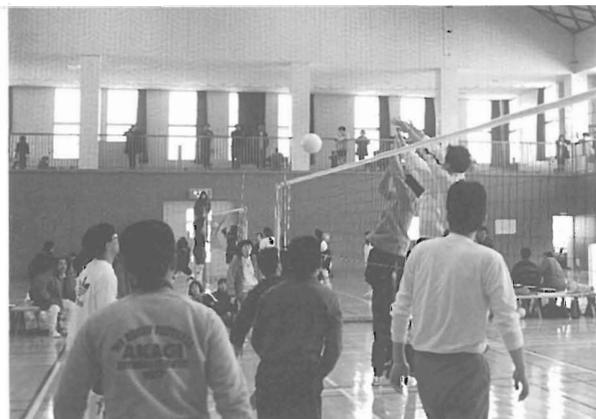


カメラ レポート

◀ おゆうぎ会

2月18日、川上幼稚園と川内保育園
園でおゆうぎ会が開催されました。

ステージいっぱい使って演技する
園児の熱気が伝わってくるイキイキ
おゆうぎ会でした。



◀ 会長杯バレーボール大会

2月19日、勤労者体育センターで会長
杯バレーボール大会が開催されました。

成績は以下のとおりです。

(男子)	(女子)
優勝 十全バレー	優勝 川内クラブ
準優勝 町東部	準優勝 南方東部
第3位 フライタース	第3位 愛球会

温泉郡老人クラブ連合会 ▶ 三町交歓研修会

2月20日、中央公民館で温泉郡三町の
老人クラブが一堂に会しての研修会が開
催されました。

研修会では、意見発表、記念講演会が
行われ、最後に懇親会もあり、楽しく交
歓できました。



川上小学校学習発表会▶

2月26日、川上小学校で学習発表会が行われました。

今年は、低学年を多目的教室、高学年を体育館と会場を2つに分けてより充実した内容の発表会になっていました。



◀ わらび座公演

3月5日、川上小学校体育館で960名の入場者を集め、わらび座の公演が行われました。

沖揚げ音頭、ハイヤ節、三宅島太鼓など躍動感あふれるステージの連続に、時間の経つのを忘れて見入っていました。



ボランティアネットワーク 推進フォーラム▶

3月6日、中央公民館でボランティアネットワーク推進フォーラムが開かれました。

いろいろなボランティアグループ、個人が集まり、ボランティア活動のネットワーク作りについて話し合われました。



◀ 地下空間利用技術検討委員会

3月7日、中央公民館で地下空間利用技術検討委員会が開かれました。

岩盤冷蔵庫、食品加工地下工場などの規模、工事費の積算と、より具体的に地下の利用について検討されました。



県政発足記念日知事表彰受賞▶

県政発足記念日の2月20日、県政の進展に功績のあった人をたたえる知事表彰式が県庁正庁で行われ、川内町議会議員 梅崎 進さんが地方自治功労で表彰されました。



わが家の愛ドル



満1歳を迎えられる赤ちゃんの写真とコメントを募集します。コメントには名前、住所、生年月日、両親の名前、赤ちゃんを紹介する簡単な言葉をそえて、誕生日の前月末までに役場総務課広報係まで送って下さい。

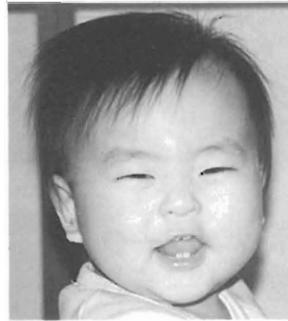
満1歳です!よろしく

(茶 堂)

渡部 暖花^{ハルカ}さん

長女(3月10日生)

父・昭二 母・由美子



芸もふえ、だんだん面白くなりました。すくすく元気で、心の暖かい子になってね。

街角トピックス

◀ 動物みな兄弟!?



どちらもオスなのに
けんかはしない。

K氏宅では、昨年末、野生化したニワトリが裏山からひょっこりおりてきて、愛犬と仲よく生活するようになったという。

写真のように、犬の周りをニワトリがいたりきたりしても、犬は「我、関せず」である。おまけに犬小屋でいっしょに一休みすることもしばしば。

仲がよいのはいいが、毎朝のコケッココーには、犬もK氏も少々辟易しているそうである。

後者 ネットワーク

昨年の異常渇水のころ、川内町の水はどこから来ているのだろうか？、川内町の水はだいじょうぶだろうか（渇水にならないだろうか）ということがこの六年松組で話題となり、さっそくクラス全員で取り組むことになった。このクラス全員で調査した水事情を新聞にまとめたのが女の子七人の新聞部員で、このたび第十八回愛媛・学校新聞コンクールにおいてみごと優秀賞を受賞しました。

新聞は畳二畳分もある大作という。（残念ながら受賞作品は現在松山で展示されているので見れなかつた）この水事情を探った記事の取材は、尋常でない。土曜日、日曜日、放課後と空いている時間はみんな手で分けて調べている。渇水のひどかった石手川ダムへも曾我部先生（担任）といっしょに視察し、松山市の水事情を知



るため、松山市の子と文通したり、隣り町の重信町や松山市在住の方々にインタビューを試みたり、JAや役場へのりこんで、担当者に直接取材するという果敢な行動力で周り

究をまとめたのが今回の新聞であるが、「書くスペースが多く、最初は埋まるかどうか心配だったけど、最後は足りないくらいだった」とも。クラス全員で取り組んだ今回の取り組みで、もっとも身近かな水、あたり前の水が生きてゆく上できわめてだいじであることを考えさせられたようである。

最後に「川内町の水は将来だいじょうぶですか」との問いに、「工場がどんどん建ち、田んぼが消えてゆけば、川内町も水が不足するのでは」と。

を驚かしたりもした。また、川内町住民にアンケートをとり、水に対する意識調査も行っているが、この中で、川内町の水は、面河ダムから来ていると答えた人がいるのに、驚いたという。

このような徹底した調査研

子供たちの新聞作りの過程を取材するうちに、その取材力に驚かされ、自分の取材のいいかげんさを思い知らされた一日でした。

川内連句会

サークル紹介

現在会員は五名、毎月二十日が定例会ですが、活動は町内にとどまらず、国民文化祭にも参加しています。「連句」とは？

日本古来の文学であった連歌の俳諧の部分が形式づけられたものであり、よく一般に知られている俳句の自の文学、孤の文学に対して連句は、和の文学、座の文学といわれています。

形式は種々あるが現在歌仙が多く用いられている。

歌仙は、表六句、裏十二句、名残りの表十二句、名残り裏六句、合計三十六句から成り立っている。一番はじめの句を「発句」（この出発の句が独立して俳句となる）最後の句を「揚句」そして月花の定座があり、花が二か所と月が三か所で、「二花三月」という。作品を作るときを巻くといい、一巻の中には春夏秋冬の四季を揃え、その間は無季「雑」の句でつなぐ。（この雑の句が独立したのが川柳です）

「花を持たず」「揚句の果てに」「けりをつける」といったことばの語源は、俳諧にあります。「来る者は拒まず」芭蕉の俳諧を越え、平成の俳諧に挑戦して見ませんか。問い合わせ先 戒能多喜江

☎66三〇九六



みんなの幸せを

願って

教育委員会

今回も前号に引き続き平成六年度中学生人権作文コンテストで、松山人権擁護委員協議会管内で優秀特別賞（愛媛県人権擁護委員連合会長賞）を受賞した川内中学校二年生野中ふみさんの作文を掲載いたします。

目につく表面的な差別はどれもが気づくが、目に見えない身近な差別には気づきにくい、その差別を自分なりにとらえ自ら変容している姿をこの作文から読みとってほしいと思います。

「目に見えない差別」



川内中学校 2年
野中 ふみ

目につくものだけが差別なのだろうか。周りの人から批判されるようなことだけが差別なのだろうか。差別ってどんなことだろうか。と、時々考えることがある。改めて、差別について聞かれても、私はいまよく答えることができない。でも一つ思うことは、考えるよりもずっと差別って身近な所にあると思う。もっと私たちの周りにあると思う。見えないだけでもつともつと、いっぱいあると思う。「私、あの人のこと嫌いよ。」私は、毎日のようにこの言葉を書く。多分、誰もがよく聞く言葉だろう。よく聞くから、普通の会話のように聞いているけれど、私はこの一言も差別だと思う。だから私は、今までたくさんの人を差別したし、たくさんの人から差別されてきただろう。

何ヶ月か前に、私はこんな経験をした。ある私と仲のいいAさんが私の所へやってきて、Bさんが私の悪口を言っているのを聞いてくれた。理由をAさんに聞いてみると、どうも私がいいこぶつっているから気に入らないのだそうだ。私はそれを聞いて、とても悲しくなった。自分ではいいこぶつっているつもりはないし、まして、人からそのようなことを思われているとも思わなかった。人から悪口を言われるなんて、私はすごく嫌な奴じゃないのか、謝ろうか、どこを直せばいいのかと、その日はそんなことばかりが頭を回って、気分が落ちつかず一人でシユンとしていた。けれど、翌日学校に行ってみれば、そんな心配はふき飛んだ。それというのも、Bさんが私の所に笑顔でやって来て楽しそうに話すのだ。昨日、私の文句を言っていたとは思えないような顔で。そしてBさんは、驚いている私を前に、友達の良いところを始めたのだ。私はとても腹が立った。というより、なんだかやりきれなくなってきた。悪口を言われている友達のことごと

も気のどくに思えた。そして、その時初めて差別は身近にあるんだということを知った。身近な差別は本当によく起こっている。例に一つあげるとすれば、班を作る時のことだ。いろいろな教科によって、学習班などを作ることが多い。しかもほとんどが私達任せだ。一つのクラスにはいろいろな人がいて、もちろん好き嫌いもある。だからなかなかうまくまとまらない。しかも、班決めとなると大変だ。必ずどこにも入れない人がでてくる。そんな人の顔を見てみると、自分のことしか考えてない自分に気づき、情けなくなってくる。今年は修学旅行があるしもちろん班決めもある。悲しい思いをする人が一人もいないように、自分なりに努力をして、楽しい修学旅行が迎えられるようにがんばろうと思う。

新聞やテレビなどで取り上げられているものだけが、差別やいじめだと思っていた私にとって、身近な差別に気づいた時は大きな衝撃を受けた。自分が今までしてきたことを恥ずかしく思い、自分を嫌な奴だと思った。でもその反面、こんなに大切なことに気付いた私は運がいいと思った。この大切なことを知ってからは私は、少しずつ考え方が変わってきている。前よりかは少しだけ人の悪口も言わなくなってきた。悪口を言うのは簡単だけど、言わないように心がけるのはなかなか大変だ。でもやっぱり気持ちがいい。ねえ、あなたも胸の奥にしまったら？悪口を言わないでいるのは大変なことだけど、なかなかいい事だと思うよ。なんて、私も偉そうに言っているけど、まだまだ差別をしてしまう。でも、少しでも多くの人に身近な差別に気付いてもらえるように、まずは自分から変えていきたいと思う。小さな事だからとか、自分には関係ないからとか言っていて逃げればかりじゃないかと思うし、そういう小さなことから大きな事件につながる差別が生まれてくるのだから。自分を変えていくのは難しいけど、差別のない学校、差別のない社会ができたならすごく素敵だから、目に見えない、本当に小さな事から無くしていくよう懸命に努力しようと思う。

人権作文

人は人、我は我。 されど仲良きかな

川内中学校三年

芳我 洋美



私は、人間社会にとつて、一番大切なことは、人権を守ることだと思います。その第一歩が、差別をなくすことではないでしょうか。

「差別」この言葉を聞いて、気持ちのよくなるものはありません。誰しもいやな気持ちになるでしょう。しかし、このいやな「差別」をみんなしていると思いません。

「私はそんなことしてない。」と思う人も、気付かないうちにしているものだと思います。

例えば、身近な例で言うと、人の外見だけを見て、「あの子いやー。」

などと言って、その人の本当の優しさを知らうともせず、頭からその人は「悪い子」と

決めつけようとすることです。私も、人の外見だけを見て、その人はこんな人だと決めつけてしまうことがあります。でも実際に、その人と話してみると、自分の想像していたのと全くちがっていたりして、私は、

(人を外見だけで判断してはいけない)

と思ひ、そんなふうな自分、はずかしくなりました。人はそれぞれ違う顔・性格・体質です。しかし、みんな同じ人間です。

「自分と性格が合わないから話さない。」

「あの子は、運動神経が悪いからいっしょに遊びたくない。」などという考えを捨てないかぎり、差別はなくなると思いません。

私は新聞でこんな記事を読んだことがあります。朝鮮学校に通う朝鮮人の女生徒が、朝鮮半島の民族服を着て通学していると、その民族服を切り裂かれたり、「朝鮮に帰れ。」「気持ち悪い。」などと暴言を吐かれたりしているということです。そしてこの行為に、私と同じ中学生が加わっているということ。私は、この記事を読んで、腹だたいしい思いになりました。これは民族差別です。しかし、他にも外国人はたくさんいるのに、その人達には何もしない。どうしてでしょう。たぶんそれは、北朝鮮の核疑惑に関係があると思ひます。でも、在日朝鮮人にそんなことをしても、何の解決にもならないと思ひます。嫌がらせをしている人達は、今後の日本がどうなるのか見当もつかず不安でしかたなく、その不安をどうにかしようとして、在日朝鮮人に嫌がらせをするのではないのでしょうか。でも、それは大人の考えであつて、中学生はそれほど深い気持ちでやっているのではないと思ひます。

また、最近、いじめを苦しむ自殺する子が増えてきています。私はこれを他人事のように思えませんが、なぜなら、いじめは、私の身の回りでも起こっていることだからです。私は学校で、男子どうしで殴つたり、蹴つたりしているのを見ました。それはただ遊びのつもりでやっていたのかもしれませんが、周りから見ていると、いやな印象を受けました。また、私達は人の悪口を言ひます。人間というものは、他人の長所を見つけて誉めるのはなかなかできませんが、短所を見つけてペラペラしゃべるのは簡単です。そして、その短所を理由に、悪口からいじめへと発展していくのです。

人は誰でも一番でいたいと思ひます。しかし、自分より上の人はたくさんいます。そこで、自分より弱い人に自分の力の強さを見せつけ、「一番」という優越感を味わいたために、いじめが起こるのではないのでしょうか。いじめている人は、そんなに深い気持ちでやっているのではないのかもしれない。本人は、とても傷ついているものです。軽い気持ちからしたことで、人の命が亡くなることもあるのです。私も小学校の時、仲間はずれにされたことがあります。た。いつも一人で寂しい思いをし、泣いた事もありました。いじめのつらさは、いじめられた本人にしか分かりません。しかし、私はいじめのつらさを知つていながら、他の人が仲間はずれにされても、止める事ができませんでした。しかし、これからは、言ひたい事もはっきり言ひたい、優柔不断から一歩脱皮して、「そんなことやめよう。」という一言が言えるよう努力したいです。「人は人、我は我、されど仲良きかな。」という言葉があります。人間はみんなそれぞれが違います。しかし、そのちがいを認めず、人を食べ物のように好みみしては、後で後悔します。人間に、完璧な人はいません。誰でも欠点はあるものです。が、もしそれが理由で、誰からも相手にしてもらえなかつたらどうしますか。人は一人では生きていけない。家族・友達・周りの人々の助けがあつてからこそ今の自分がいるのです。人が生きていくためには、他人のちがいを認めあい、互いに尊重し合う事が大切だと思ひます。そうする事によつて、差別がなくなつていくと、私は思ひます。

婦人会 だより

私の一年間

昨年二月末、支部長という身にあまる大役を悩みながらお引き受けしました。そうして、もう一年が過ぎようとしています。

今までの記録に目を通してみると、色々な事が頭の中を駆け巡ります。

四月 不安を抱えての最初の支部長会でした。皆さんの笑顔の素晴らしさに、コチコチになっていた緊張が解けていくのがわかりました。(心配していて損しちゃった。)

六月 産業道路沿いの草引きの日は、大変な暑さでした。「桜の園」という素敵な名前がある場所、はじめて知る事の出来た日でもありました。

おしゃべりをしながらの除

草作業でした。沢山の人の力で、こうもはかどるものかと協力の素晴らしさを思い知らされました。(花いっぱいになりなあれ。)

七月 「くらしの通信講座」のテキストが届きました。

県生活センターによる消費者生活全般にわたる基礎的な知識を身につける事が目的なのです。図らずも、いかに学習するという事から遠ざかっていたかという事を思い知らされました。(がんばらなくっちゃあ。)

会員研修旅行では、大野ヶ原・五段高原のカルスト台地へ行きました。愛媛ばなれのした風景にゆったりとした気分を過ごしました。

久万美術館にも寄りました。木造のこじんまりとした美術館でした。木造が一層作品を引き立てている様に思えました。(川内にもこんな文化的な何かがあればいいなあ。)

川上神社の「わごし祭」は、夏季大学と重なってしまい、とても心配でした。ところが地域の方々の温かいご協力で

無事終える事が出来ました。(皆さんどうもありがとう。)

八月 支部活動の親子広場として、七夕まつりを行いました。三世代が支部公民館へ

集い、七夕飾り・不用品販売・夜店・踊りの輪と、夏の夜をにぎわいました。二百名という大家族が広場いっぱいを楽しみました。(年一回の大家族誕生。笑顔、笑顔。)



九月 これは公民館活動に

なりますが、夏祭りの踊りコンクールの日です。三十一名で参加でき、観光協会長賞を戴く事が出来ました。その日「お手伝いする事は、ないで

すか？」

と声をかけてくださったNさん。感謝しています。(やさしさの大切さを教わりました。)

三恵ホームで支部長会をし、その後、奉仕作業をしました。尻敷用の布の裁断と縫製でした。職員の方の介護用品の説明には、実際に仕事されている方ならではの、説得力があり、大変勉強になりました。(やっぱりプロは、すごい。)

一月 阪神大震災の募金では、会員の皆さんが、本当に気持ちよくご協力下さいました。婦人会員のつながりを誇りに思いました。(被災地の皆さん、がんばって下さい。)

年間 桜学級への希望者を募り、年六回学習しました。料理・講演・手芸・三世交代流など、楽しく受講出来ました。(七年度も参加したいなあ。)

以上、どの行事にしても、計画・準備の段階からの苦労があります。しかし、素敵な人との出会いや、大きな発見がありました。

この一年間、支部長になっ

たが故に、貴重な勉強をさせて頂く事が出来ました。

本部の方々、そして支部の会員の皆様に感謝しながら、任務を終えさせて頂きました。ありがとうございます。

書き損じ出しそびれ葉書集めに、ご協力ありがとうございました。三百八十二枚集まりました。代金に替え川内町福祉協議会まごころ銀行へ、贈らせて頂きました。

婦人会総会

四月十六日(日)

中央公民館大ホールにて「南海放送ラジオ」くめさんの空に出演中の小倉くめさんが「母に学ぶ」と題して講演して下さいます。男性でもどなたでも大歓迎です。遠慮なさらずご参加下さい。議事一時より 講演二時よりその後アトラクションを予定。

四月のボカシ作りが販売

四月三十日(日)二時より

中央公民館三階にて暖かくなりボカシが威力を発揮します。お待ちしております。

川内町婦人会

社会福祉協議会だより

川内町ボランティア

連絡協議会発足

地球上には五十数億もの人間がいますが、一生の間に巡り会える人の数は知れていません。その中で「ああこの人に出合えて良かった」と云える人が多ければ多いほどその人は幸福であろうと思います。

他人にそういう感情をもたせる人になりたいものです。ところで私も人間体とい

うのは心を容れる器であり、これに対して心というのは体を操縦するものだと云ってもよいかと思います。

健全なる精神は健全なる肉体に宿ると諺にもあり、何を云っても身体が健康でなければなりません。反面精神的健康は何かと考えますと、社会人として約束ごとが守れることであろうと思います。国民

としては法律を、町民としては条例規則を、お互い個人では日常の約束が守られねばなりません。

肉体と精神の健康ともう一つ社会的な健康があります。社会的健康とは他人の世話

を只ですること、お金を戴かず

に仕事をすること即ちボランティア精神です。例えば町

川内町ボランティア連絡協議会役員名簿

番号	所 属	代表者氏名
1	親と子のよい映画を観る会	坂 口 ゆかり
2	介護ボランティア	高 岡 繁 子
3	共同募金奉仕団	名 越 保 一
4	給食ボランティア	高須賀 フヂエ
5	婦人ともしび会	高須賀 フヂエ
6	独居老人友の会	渡 部 幸 子
7	そばの実パン教室	高須賀 政 美
8	婦人会	山 本 アツ子
9	ふれあい花の会	山 本 アツ子
10	母子福祉会	佐 伯 ミドリ
11	ボランティア友の会(家屋修理)	仙 波 朋 近
12	V. Y. S	青 野 伸 一
13	民生児童委員会	高須賀 英 隆
14	理容ボランティア	渡 部 キミエ
15	老人クラブ連合会	白 戸 正 臣

角に空缶が落ちておれば危いからと拾う、お年寄りが困っておればお手伝いをする、淋しいお年寄りの話相手になつて云いたいことを心から聞いてあげる、技術をもった人は散髪をしてあげる、家屋の修理をしてあげる、暖かい心のもったパンを焼いて差し上げる、また道端に美しい花を植えて人の心を和ませる、等々のそういう心ほのほのとしてくれるボランティア団体で社会福祉協議会に登録されている数が十五団体あります。その団体の連絡協議会が二月八日に発足しました。構成は次のとおりです。なお一層の活動が期待されます。

阪神大震災

義援金について

阪神大震災の被災者に対して川内町の皆様のお寄せ下さいました善意は一月末義援金

五六三、五二二円でしたがその後も続々とお届けがあり二月末で累計

八三三、八三七円に達しました。また役場一階カウンターの義援金ボックスには八六、四九六円の浄財が寄せられ総計九一九、三三三円を県共同募金会へ送金しました。

有難うございました。

(受付順)

- 三恵ホーム
- 三恵ホームあゆみ会
- 高岡光雄
- 三恵ホームバレーチーム
- 山崎恵美子
- 田井親光

- 川内町母子会
- 田井武志
- 宮崎忠行
- 松本義法

- 関西商事KK
- 横灘団地一区
- 旦の上部
- 茶堂区

- 桑原貞利
- 竹之鼻区
- 三恵会
- 中川清重
- 川内町婦人会

- そばの実パン教室
- 婦人ともしび会
- 横灘団地三区
- 上海上区

- 北方社中会
- ヤマサンセンター川内店
- 職員一同

(敬称略)

国民年金保険料が変わります

● 変わります—4月からの保険料
11,100円→11,700円

★今回の保険料改定は、将来にわたって安定した制度の維持を図るための年金制度改革によるものです。なお、付加保険料は従来どおり月額400円です。

国民年金

お知らせ ひろば

前納制度

▼有利で安心です

納付区分	定額保険料	定額保険料+付加保険料
毎月納めた場合	140,400円	145,200円
前納した場合	137,010円	141,690円
割引きされる額	3,390円	3,510円

国民年金保険料を一年分まとめて納めることができず。保険料が引ききされ有利になるばかりでなく、何かと忙しい方には、手間が省け、取め忘れもなくなりやす。前納を希望される方は、4月3日から4月20日までに役場年金係までお申し出ください。

● 4月からは新しい保険証で！

国民健康保険証は、3月末で有効期限が満了するため、新しい保険証に一斉更新となります。区長さんから旧保険証と引き換えに新しい保険証をお受け取りください。不在がちな方は、区長さんへ連絡を取る等円滑な更新にご協力をお願いします。

●届出は、異動のあった日から14日以内に

こんなときには届け出を	持参するもの
他市区町村から転入してきたとき	印かん、転出証明書
他の健康保険をやめたとき	印かん、健康保険の離脱証明書
生活保護を受けなくなったとき	印かん、保護廃止決定通知書
子供が生まれたとき	印かん、保険証、母子健康手帳
他市区町村へ転出するとき	印かん、保険証
他の健康保険に加入したとき	印かん、国保と健保の保険証
生活保護を受けることになったとき	印かん、保険証、保護開始決定通知書
死亡したとき	印かん、保険証、死亡を証明するもの
退職者医療制度に該当したとき	印かん、保険証、年金証書
退職者医療制度に該当しなくなったとき	印かん、保険証
住所、世帯主、氏名などが変わったとき	印かん、保険証
保険証をなくしたり、よごれて使えなくなったとき	印かん、使えなくなった保険証、身分を証明するもの
休学のため子供が他の市区町村に下宿するとき	印かん、保険証、在学証明書
長期旅行等で別個の保険証がほしいとき	印かん、保険証

●こんなときには届出を！

4月は、一年中で一番異動の多い月です。異動があった場合は、お早目に（14日以内に）役場福祉課国保係へ届出をしてください。



平成七年四月一日から、従来の零歳児医療費助成事業が乳幼児医療費助成事業にかわり、対象者が零歳児から三歳未満児になります。

この改正に伴う対象者（平成四年四月二日以降の出生者）の保護者へは住民基本台帳から個別に受給資格証の交付申請手続きの案内をしますから早急に、次のものを持参の上、役場福祉課までお越しください。

- ・ 申請書
- ・ 印かん
- ・ 零歳児医療受給資格証をお持ちの人は資格証
- ・ 乳幼児の名前が記入されている保険証（社保、国保等）

尚、詳細は役場福祉課へお問い合わせ下さい。

▼乳幼児医療費助成（無料化）
について

福祉

▼老人保健の外来診療の

一部負担金がかかります

老人保健で医療をうける際、病院で支払う外来診療の一部負担金千円が、四月一日より十円上がって千十円となります。

お医者さんの窓口で支払う一部負担金

病気やケガでお医者さんにかかるときは、一つの医療機関（病・医院、診療所）について、次のような一部負担金を支払うことになります。

外来診療の一部負担金

一か月	平成7年4月1日～	1,010円
	平成8年度以降	消費者物価の変動率に応じて一部負担金が変わります。

入院治療の一部負担金

一日	平成7年4月1日～	700円
	平成8年度以降	消費者物価の変動率に応じて一部負担金が変わります。

入院給食費の定額負担

入院時の食事については、他の療養にかかる医療費と別枠で、次のように定額負担していただくことになります。

入院時食事療養費の自己負担

一般加入者		1日	600円
住民税非課税世帯等	過去12か月の入院日数（H6.10.1以降のもの）	90日までの入院	1日 450円
		90日を超える入院	1日 300円
住民税非課税世帯で高齢福祉年金を受けている人		1日	200円

*住民税非課税世帯等の方は「標準負担額減額認定証」が必要となりますので、市区町村の担当窓口で申請を行ってください。

くらしと税

▼固定資産

課税台帳の

縦覧について

地方税法の規定により、四月一日より四月二十日（土曜日及び日曜日は除く）までの間、役場税務課において、固定資産課税台帳の縦覧を行います。ご自分の土地や建物の価格をお確かめになりたい方は、期間中無料でご覧になれますのでお気軽におこしください。

選挙

▼統一地方選挙

四月に行われる第十三回統一地方選挙は、私たちの生活

にかかわる身近な選挙です。こぞつて投票に行きましょう。

統一地方選挙の日程

・愛媛県議会議員選挙

告示日 三月三十一日（金）

投票日 四月九日（日）

・川内町長選挙

告示日 四月十八日（火）

投票日 四月二十三日（日）

・川内町議会議員選挙

告示日 四月十八日（火）

投票日 四月二十三日（日）

なお、川内町長選挙、川内町議会議員選挙の立候補予定者届出関係説明会を四月五日に開催いたします。

募集

▼母子家庭及び

寡婦自立促進講習会

（ワープロ）受講者募集

□科目

ワープロ

□講習期間

4月18日（火）～6月6日（火）

（毎週火・金曜日）の午前

10時から午後4時まで

□対象者

母子家庭の母、もしくはその子女又は寡婦（年令はおおむね40歳まで）

□募集人員

20名（ただし、応募者が多数の場合は選考の上決定）

□受講料

無料（テキスト代五〇〇円は自己負担）

□場所

松山市中一万町七の三

愛媛県母子福祉センター

□申し込み・問い合わせ先

4月10日（月）までに印鑑を持参の上、愛媛県母子福祉センターへ（☎〇一〇二二）

相談

▼電話相談

女性の権利一一〇番

□日時

4月17日(月)10時～15時

□場所

松山市一番町4の1の5

愛媛弁護士会

□相談料

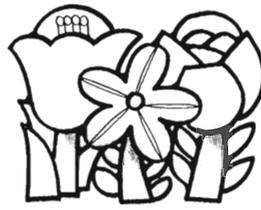
無料

□直通電話

(☎③①〇五〇七)

もよおし

▼春の花フェスティバル



□日時

4月28日(金)～4月30日(日)

午前9時～午後5時(ただし、4月30日は午前9時～午後4時30分)

□場所

重信町大字下林甲三二〇ノ一

愛媛県花き総合指導センター

(☎⑥④五八六七)

□行事内容

・種苗プレゼント

・フラワーオークション

・バザー及びふるさと市

・ふれあい動物ランド及び遊具コーナー

・花のコンクール及び花の展示会

・押し花、ハーブ展など

▼前期技能検定

□受検資格

職業訓練歴、学歴等により定められています。検定職種については実務経験年数が必要です。

□実施職種

造園・機械加工・鉄工・建築板金・婦人子供服・電子機器組立て・建設機械設備・左官・ブロック建築・とび・防水施工・サッシ施工・表装・塗装・写真・フラワー装飾等

□実施期日

6月9日(金)～9月10日(日)までの指定する日

□実施場所

指定する場所

□受付期間

4月3日(月)～4月14日(金)

□受検手数料

実技試験 一三、八〇〇円以内

□受検案内・申請書の請求及び提出先

学科試験 二、六〇〇円

丁目一〇ノ一

愛媛県職業能力開発協会 (☎④五八八五)

いそいそですが

▼愛媛県中小企業

震災対策相談窓口の開設について

阪神大震災に伴う県内企業への影響に対応する為、「愛媛県中小企業震災対策相談窓口」を県商工労働部経営指導課・地方局商工労政課・大阪事務所に開設しました。相談内容は次のとおりです。

■経営上の問題や悩みの相談

■金融についての相談

■下請取引等の相談

■トラック輸送・船舶輸送についての相談

■その他

▼4月1日から実施

雇用保険法が一部改正

■高年齢雇用継続給付の新設

60歳から65歳までの被保険者の方(5年以上継続勤務)が、60歳時点よりも85%未満の賃金で働いている場合に、その賃金の25%を限度として「高年齢雇用継続給付」が本人に支給されます。

□育児休業制度の新設

1歳未満の子を養育するため、育児休業をする被保険者の方(1年以上継続勤務)に休業前の賃金の20%相当額が育児休業中に、また、5%が

職場復帰後6か月間雇用された場合に支給されます。

□失業者給付の改善

60歳から65歳までの被保険者の方が退職した場合、60歳時点の賃金と比べて、賃金日額の高い方を基礎として失業給付金が支給されます。

詳しいことは、愛媛県雇用保険課または、お近くのハローワーク(公共職業安定所)にお問い合わせください。

▼愛媛県外資・

シャツ製造業

最低賃金改定

4月1日から外資・シャツ製造業最低賃金が改定されました。関係の委託業者は、県内の家内労働者(内職者)に対し、この最低賃額以上の工賃を支払わなければなりませんのでご注意ください。

最低工賃の額など詳しくは、愛媛労働基準局(☎②五二一〇二)へお問い合わせください。

さい。

思い出の写真大募集

川内町中央公民館では、広く町民の方から昭和十年頃から四十年頃までの家庭に眠る思い出の写真を募集いたします。

『戦後五十年をふりかえる 思い出の写真展』

募集期間 平成七年五月末日まで

募集内容

- 各家庭で思い出に残るスナップ写真
- 白猪の滝などの風景
- 学校・役場などの建物

図書室だより

中央公民館図書室に、今年度も多くの方々より蔵書を寄贈していただきました。

(寄贈者)

- 近藤 政子様 (天神)
- 満田 武督様 (上之町)
- 大西澄美子様 (上古市)
- 岡 和幸様 (保免)
- 佐伯 尚様 (西之側)
- 大石 一善様 (保免)
- 宇和川利幸様 (保免)
- 菅野 俊一様 (茶堂)
- 和田 義雄様 (曲里)

募集方法

必ず裏面に撮影年月日・場所・住所・氏名をご記入下さい。展示は八月十五日前後の中央公民館ロビーを予定しています。

片山 輝一様 (横灘団地)
二神八重子様 (宝泉)
酒井キヨ子様 (下之町)
高須賀豊重様 横帯市川内町出身
小倉 茂様 松市(ッ)
どうもありがとうございます。
図書室は、土・日曜日にも利用できますので、お気軽にお越し下さい。(火曜日はお休みです。)紙芝居や児童図書、新刊書も沢山入っています。希望図書の受付もしていますのでご利用下さい。

犬を飼っている方は、必ず登録及び狂犬病予防注射を!!

狂犬病予防法が改正され、平成7年度から犬の生涯、一度の登録に改正されました。(現在飼われている犬は、今回登録をすれば、次からの登録は必要なくなりますので、今回必ず登録をお願いします。ただし、狂犬病予防注射については、これからも毎年受けなければなりません。)

なお、これらに必要な料金と、本年度の畜犬登録と狂犬病予防注射日程は下記のとおりです。

料金 5,570円 (登録料3,000円、注射料2,570円)

【日程】

4月17日(月曜日)	4月18日(火曜日)	4月19日(水曜日)	4月20日(木曜日)
9:20~9:45 川内保育園前	9:30~10:15 横灘団地公民館	9:30~9:50 天神住宅	9:40~9:50 畑川旧電話中継所前
9:50~10:05 中之町集会所	10:20~10:30 前松瀬川公民館	9:55~10:10 西組青年会館	9:55~10:10 南方西部公民館
10:10~10:30 町西公民館	10:35~10:40 原集会所	10:15~10:25 揚神社	10:20~10:40 北八万集会所
10:35~10:45 高須賀薬店前	10:45~10:50 鳥ノ子集会所	10:30~10:40 東中村集会所	10:45~11:10 大西燃料店北側
10:55~11:05 南方東公民館	11:00~11:10 三軒屋橋	10:45~11:15 北方東部公民館	11:15~11:35 西中村集会所
11:10~11:20 板戸集会所	11:15~11:20 三軒屋上バス停	11:20~11:25 上海上バス停	11:40~12:00 J A川上農協
11:25~11:45 向井川橋	11:25~11:40 奥松瀬川公民館	11:30~11:45 下海上集会所	13:00~13:20 温泉青果則之内集荷場前
11:50~12:00 高木集会所	11:45~11:50 五柱神社	11:50~12:00 西古市集会所	13:25~13:40 則之内集会所
13:10~13:20 土谷札場	11:55~12:00 川筋木炭庫	13:00~13:15 和田丸集会所	13:45~13:55 永野集会所
13:25~13:40 土谷公民館	13:00~13:15 徳吉村上商店	13:20~13:30 西谷小学校	14:00~14:25 J A三内農協
13:45~13:50 落出	13:20~13:30 音田杉原商店	13:45~13:55 井内公民館	14:30~15:00 健康センター
13:55~14:00 弥助成下	13:35~13:50 河之内公民館	14:05~14:15 井内西集会所	
14:05~14:10 郷入口	13:55~14:10 狩場バス停留所	14:25~14:35 北間バス停	
14:15~14:25 滑川消防詰所	14:15~14:25 白猪屋商店	14:40~14:45 川東集会所	
14:30~14:40 梅藪杉原商店	14:30~14:40 大屋敷近藤憲男宅上	14:50~15:00 菅野勝宅前	
14:50~15:00 海上車庫	14:45~15:00 日浦集会所		





○脱退
 横灘団地一 越智千代子
 (順一) 五九六〇
 旦之上 大西 辰夫 五一一
 小休 坂止 鹿田 凡夫 五六三八

川内町有線放送電話の
 加入者異動のお知らせ
 二月中の有線放送電話加入
 者の異動は次のとおりです。

4 月 予 防 接 種 計 画 表

予防接種名	三種(ジフテリア・破傷風・百日咳)混合予防接種	麻疹(はしか)予防接種
接種日時	平成7年4月14日(金)午後2時~3時	平成7年4月27日(木)午後3時~3時30分
接種場所	健康センター2階集団検診室	健康センター2階集団検診室
対象者	生後12カ月~90カ月で1期初回を3回及び1年後の1期追加を受けていない者。なお、百日咳にかかったことのはっきりしている場合は2種(ジフテリア・破傷風)混合で実施できますので受付で申し出て下さい。	平成7年3月末で1才5カ月以上90カ月未満で麻疹にかかっていない者。すでにMMR(麻疹・風疹・おたふくかぜ)の混合ワクチンを接種している方は接種の必要はありません。
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> 当日は、会場で体温を計ります。 予防接種を受けますと1週間は他の予防接種を受けることができません。 当日の入浴は差しつかえありません。 	<ul style="list-style-type: none"> 当日は、会場で体温を計ります。 予防接種を受けますと1カ月は他の予防接種を受けることができません。 当日の入浴は差しつかえありません。
持参品	・母子健康手帳、印鑑、体温計	・母子健康手帳、印鑑、体温計
備考	平成7年4月より予防接種の対象が変更になりました。お子様の母子健康手帳をもう一度よく見られ、まだ接種していない予防接種は早めに接種してください。 なお、ご不明な点がございましたら、健康センター保健婦までお問い合わせ下さい。 健康センター 電話 66-2191 (有線) 5833	

4 月ごみ収集計画表

清掃センター 電話 66-4989
 有線 3130

1. もえるごみ

収集曜日	収集地域	収集日又は収集変更日
毎週	月・木 東谷・西谷(井内を除く) 土谷・滑川・天神・鳥の子・横灘団地	変更なし
	木 井内	
	火・金 北方・南方	
	火 奥松瀬川	
週	水・土 前松瀬川(鳥の子を除く) 町筋(天神を除く)	4月29日(土)が 4月28日(金)に変更

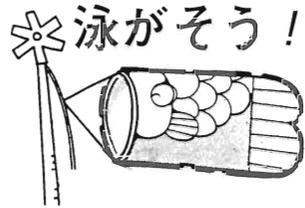
2. もえないごみ

収集地域	ガラス・空ビン類	空き缶等金物類	粗大ごみ・有資源ごみ
東谷・西谷(井内を除く) 天神・鳥の子・横灘団地	4月10日(月)	4月24日(月)	粗大ごみ 年4回 6月・9月 12月・3月
北方・南方・奥松瀬川	4月11日(火)	4月25日(火)	有資源ごみ 年4回 5月・8月 11月・2月
前松瀬川(鳥の子を除く) 町筋(天神を除く)	4月12日(水)	4月26日(水)	
井内・土谷・滑川	4月13日(木)	4月27日(木)	

◇新聞・ダンボール・ビールビン・一升ビン・雑誌・布は資源ごみです!◇

4月 健康センターだより

表川に 鯉のぼりを



町では、子供たちのすこやかな成長を願い、町民と『桜三里』を道行く人々の心をなごませるため、表川に鯉のぼりを泳がせています。
今年も四月下旬から泳がせる予定です。町内及び町外のお知り合いの方で、眠っている

る鯉のぼりがありましたら、中央公民館へご寄附くださいますようお願いいたします。
また、十月に滑川ふるさと塾主催で行われます「滑川ためとも祭」でも、武者のぼりを集めていますので、ご寄附をお願いします。

14日(金)	三種混合予防接種	受付午後 2:00～ 3:00	健康センター
17日(月)	育児相談	受付午前 9:00～10:00	健康センター
	育児学級	受付午後 1:00～2:00	〃
27日(木)	1歳6ヶ月児健康診査	受付午後 1:00～2:00	健康センター
	3歳児健康診査	〃	〃
	麻疹予防接種	受付午後 3:00～3:30	〃
毎週月曜日	不用犬引取り	午前 8:30～10:00	健康センター
	野犬買い上げ	〃	〃
毎週水曜日	健康相談	午前 9:00～12:00	健康センター
	母子健康手帳交付	〃	〃
	機能回復訓練	午後 1:00～ 3:00	ガリラヤ荘
当番医			
4月2日	宮内病院	松山市北梅本町	☎75-0091
9日	中川外科、内科	松山市南梅本町	☎76-7811
16日	西本整形外科	重信町田窪	☎64-1611
23日	十全医療学院附属病院	川内町南方	☎66-5011
29日	西野医院	重信町横河原	☎64-2152
30日	泉内科	川内町南方	☎66-2226
(問い合わせ先)	健康センター	☎66-2191	有線 5833
	救急病院案内	☎64-5632	(テレホンサービス)

住所	氏名	年齢	死亡年月日	世帯主
川内マンシオン	森 将展	11	H7.2.21	森 啓子
茶堂南団地	森 啓子	40	H7.2.21	森 啓子
曲里	伊藤 初子	48	H7.2.24	伊藤 定光
土谷	菅 マルコ	60	H7.2.23	石川 五百里
北八幡	佐伯 米藏	67	H7.2.23	佐伯 米藏
下沖	細川 實	82	H7.2.18	細川 實
一ヶ谷	田中 實	73	H7.2.13	田中 實
則之内	片山 凌太郎	66	H7.2.9	片山 凌太郎
宮西	大野 キシヨ	91	H7.2.8	大野 貞雄
	河野 宗一	87	H7.2.3	河野 宗一

★ごめい福をお祈りいたします

住所	氏名	年齢	死亡年月日	世帯主
西中村	菅 英雄	まみ	H7.2.21	菅 啓子
上古市	渡部 俊示	哲也	H7.2.19	渡部 俊示
上砂	渡部 常雄	優子	H7.2.17	渡部 常雄
下沖	原井川 義文	凌	H7.2.25	原井川 義文
保免	坂尾 浩	ちはる	H7.2.15	坂尾 浩
八幡	渡部 浩一	伊吹	H7.2.18	渡部 浩一
下沖	菅野 一夫	のぞみ	H7.2.7	菅野 一夫
川内マンシオン	大角 秀則	優里佳	H7.1.30	大角 秀則
和田丸	白戸 美雄	美春	H7.2.3	白戸 美雄
横灘団地2	藤堂 孝	拓	H7.1.30	藤堂 孝
和田丸	長山 敏行	昌樹	H7.1.25	長山 敏行
道向	桑原 誠二	麻由	H7.1.28	桑原 誠二
西古市	梅崎 博之	加奈	H7.1.29	梅崎 博之

☆お誕生おめでとーございませう

戸籍の窓

(二月受付分・敬称略)



文芸

川内吟社

三月例会蝸谷選

春雨や妻の欠伸をもちふ午後
高瀬 照幸
若妻の赤いセーター春一番
和田寿喜枝
反古焼きし灰のからさや春愁
高須賀茅花

大修理成りて建つ碑や彼岸寺

高須賀清江

春雨やとろりと煙る瀬戸の海

宮内 竹仙

新しき墓を濡らして春の雨

渡部 那美

彼岸会や亡き父母しのぶ姉妹

戒能 芙沙

春雨や旅のつれづれ買ふ矢立

池川 水穂

春の雨土の命を促しぬ

楠 治子

お揃ひの鈴をつけやる子猫か

近藤 千春

京訛の団子屋もあり彼岸寺

小倉 静波

物売りの屋台も出ます梅祭り

熊田 慶一

待ち合はず刻も愉しや春の雨

池川 蝸谷



川柳もぐく吟社

二月例会喜撰亭選

見知らない人にも会釈山の道
山本 紫芳
クライマックス割り込んでく
るコマーシャル 田野岡田州
素人と思えぬママが焼くケー
キ 平岡 深舟
林道は肩がこります九十九折
近藤 十歩
割る事の出来ない数は四捨五
入 渡部佐久良

山道を刈る人もなし過疎の村

今井 清水

壁塗りも素人だから丁寧

高橋 五陽

筍が顔出している山の道

都築登貴子

西瓜割りまわりの声が邪魔を
する 佐々木胡舟

素人をその気にさせる鐘三つ

高岡 艶女

貯金箱割って差出す義援金

篠森美登里

山道を越えれば近い隣村

田島 夢現

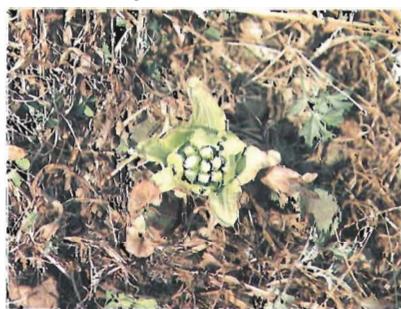
四月例会ご案内

四月一日 午後七時三十分
中央公民館第三会議室
〈題〉①青春 ②臭い
③磨く
どなたでもご参加下さい。

野の花

フキノトウ

いよいよ春の到来である。
三月八日、春がすみの遠景
にワクワクしながら、野の
花さがしに出かけた。



松瀬川の道を北方の山に
向かって車を
走らせる。田
の畦にはナズ
ナ、イヌノフグ
リ、ホトケノザ
など、早春の
花が競い合っ
て咲いている。
まばらで、い
かにも寒そう
に風に揺れて
いたのがついこの間であつ
たのに、と小さな花の力強
さに感嘆しながら、畦の端
を注意深く歩く。

「あ、つくしも出ている」
思わず、声が出してしまった。
枯草の間から、つくしの頭
がのぞいている。よくみる
まだこの辺りには、この
フキノトウしか見えない。
その早春の味を想いながら、
写真を撮った。早春の匂い
をかぎとるように。

どこにでも自生し、やや湿つた所に生える多年草の「フキノトウ」の花芽がこのフキノトウ。

と、そこそこにつくしが頭を出していた。まだ摘むには小さくて、思わず出した手を引っ込めながら、もう一度周りを見回すと、小さいながらも存在感のあるフキノトウが目に飛び込んで、そこにあった。

このフキノの花穂が早春の花の代表格のフキノトウである。その香ばしさ、ほろ苦さから早春の味として親しまれ、人は春の先ぶれを想う。